



# 秋の深まりと冬の訪れ

9月中旬頃から始まった紅葉は、例年10月上旬頃から見ごろを迎えます。この時期は、初雪、初霜や初氷（初めて氷がはること）等が観測され、秋が深まり、冬の訪れを告げる季節となります。

日中は暖かくても朝晩は10℃を下回る冷え込みとなって一日の気温差が激しく、また、急に冷え込む日があったりするので、体調を崩してしまいがちです。体調管理や着るもの・夜具を暖かくする等の工夫が必要です。

山々では一足先に冬が訪れています。稚内地方気象台が観測している利尻山の初冠雪（初めて山頂が雪をかぶってふもとから白く見えること）は平年で10月3日です。ふもとではまだ気温の高い日もありますが、もみじ狩りやきのこ狩り等に軽装備で山に登って遭難しないよう充分注意が必要です。

また、夏と比べて、低気圧や気圧の谷が数日おきに通過することが多くなり、大陸の冷たい空気の影響を受けやすくなるため、天気の変化やまとまった雨になることがあります。



気象台では、天気予報を1日3回、週間天気予報を1日2回発表するほか、災害のおそれのあるときは警報・注意報や気象情報を適時適切に発表しています。各種情報はテレビやラジオ、気象庁ホームページ、テレホンサービス（天気予報は局番なしの177、週間天気予報は0166-22-0177）、携帯電話の気象情報サービスで入手できます。

季節の変わり目では特に最新の情報を使って、体調管理やレジャーに役立てて下さい。

## <日々の生活に役立てていただける情報>

### 天気予報：

今日・明日・明後日の天気、気温、風の向きや強さ、波の高さ、降水確率

（発表：毎日）午前5時・午前11時・午後5時  
修正は随時

### 週間天気予報：

一週間先までの毎日の天気、気温、降水確率

（発表：毎日）午前11時・午後5時

### 警報・注意報：

気象により災害の起きるおそれのあるとき（警報は重大な災害のおそれ）

（発表：随時）

### 気象情報：

警報や注意報に先立つ注意の呼びかけ・警報や注意報の解説と補完・社会的に影響の大きな天候についての解説など

（発表：随時）

## ※稚内地方気象台ホームページアドレス

[http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/](http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/)

## ※問い合わせ先

稚内地方気象台防災業務課

（電話：0162-23-2679）



## 「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されます。

**最低賃金額 時間額 705円**  
効力発生日 平成**23**年**10**月**6**日

- 最低賃金には、精勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」）で働く労働者には北海道産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道局 労働基準監督署(支署)

## 全国一斉 すすらん無料法律相談会のお知らせ

「弁護士による無料の法律相談会を開催します」

相談日時 平成23年10月14日(金) 13時～16時

相談場所 農村環境改善センター 研修室

相談料 無料

※相談は原則として、予約制（10月3日より受付開始）となつていきます。

予約・お問い合わせ先

稚内ひまわり基金法律事務所

電話 0162-247-7900